改正後 現行

第1条~第3条(略)

第4条

介護サービス事業所・施設等が、感染機会を減らしつつ、必要な介護 サービスを継続して提供するために必要な経費について支援を行うこ ととし、新型コロナウイルス感染症への対応において、通常の介護サ ービスの提供では想定されないかかり増し費用のうち、令和5年1月 1日以降に事業完了した分を助成する。

- 2 次の各号に掲げる要件を満たすものを対象とする。
- (1) 前条(1) イ、ロに該当する事業所・施設等
- イ 職員の感染等による人員不足に伴う介護人材の確保に係る費用と して、以下に該当するもの。

緊急雇用にかかる費用、割増賃金・手当(令和5年10月1日以降に 支給された当該割増賃金・手当のうち、新型コロナウイルス感染症 への対応に係る業務手当については、職員一人につき、日額による 支給の場合には1日あたり4千円を補助上限とし、1月あたり2万 円を限度額とする。また、月額又は時給による支給の場合には1月 あたり2万円を補助上限の限度額とする。以下同じ。)、職業紹介料、 損害賠償保険の加入費用、帰宅困難職員の宿泊費、連携機関との連 携に係る旅費、一定の要件に該当する自費検査費用(別添1のとお り。(介護施設等に限る))

第1条~第3条(略)

第4条

介護サービス事業所・施設等が、感染機会を減らしつつ、必要な介護 サービスを継続して提供するために必要な経費について支援を行うこ ととし、新型コロナウイルス感染症への対応において、通常の介護サ ービスの提供では想定されないかかり増し費用のうち、令和5年1月 1日以降に事業完了した分を助成する。

- 2 次の各号に掲げる要件を満たすものを対象とする。
- (1) 前条(1) イ、ロに該当する事業所・施設等
- イ 職員の感染等による人員不足に伴う介護人材の確保に係る費用と して、以下に該当するもの。

緊急雇用にかかる費用、割増賃金・手当、職業紹介料、損害賠償保険 の加入費用、帰宅困難職員の宿泊費、連携機関との連携に係る旅費、 一定の要件に該当する自費検査費用(別添1のとおり。(介護施設等 に限る))

ロ 通所系サービスの代替サービス提供に伴う介護人材の確保とし ロ 通所系サービスの代替サービス提供に伴う介護人材の確保とし

て、以下に該当するもの。

緊急雇用にかかる費用、割増賃金・手当、職業紹介料、損害賠償保 険の加入費用

- ハ 介護サービス事業所・施設等の消毒、清掃費用
- ニ 感染性廃棄物の処理費用
- ホ 感染者又は感染者と接触があった者が発生して在庫の不足が見込 ホ 感染者又は感染者と接触があった者が発生して在庫の不足が見込 まれる衛生用品の購入費用
- へ 通所系サービスの代替サービス提供のための費用として、以下に へ 通所系サービスの代替サービス提供のための費用として、以下に 該当するもの。

代替場所の確保(使用料)、ヘルパー同行指導への謝金、代替場所や 利用者宅への旅費、訪問サービス提供に必要な車や自転車のリース 費用、通所できない利用者の安否確認等のためのタブレットのリー ス費用(通信費用は除く)

※ロ、へは、代替サービス提供期間の分に限る。

 $(2) \sim (5)$ (略)

第5条~第11条(略)

附則(略)

附則 この要綱は、令和5年10月18日から施行し、令和5年10月1 日から適用する。

て、以下に該当するもの。

緊急雇用にかかる費用、割増賃金・手当、職業紹介料、損害賠償保険 の加入費用

- ハ 介護サービス事業所・施設等の消毒、清掃費用
- ニ 感染性廃棄物の処理費用
- まれる衛生用品の購入費用
- 該当するもの。

代替場所の確保(使用料)、ヘルパー同行指導への謝金、代替場所や 利用者宅への旅費、訪問サービス提供に必要な車や自転車のリース 費用、通所できない利用者の安否確認等のためのタブレットのリー ス費用(通信費用は除く)

※ロ、へは、代替サービス提供期間の分に限る。

 $(2) \sim (5)$ (略)

第5条~第11条(略)

附則(略)

【別添1】(略)

【別添2-1】(略)

【別添2-2】

- 1 助成対象(略)
- 2 助成の内容及び要件

施設内療養を行う場合に発生する、通常のサービス提供では想定されない、

- ① 必要な感染予防策を講じた上でのサービス提供
- ② ゾーニング(区域を分ける)の実施
- ③ コホーティング(隔離)の実施
- ④ 担当職員を分ける等の勤務調整
- ⑤ 状態の急変に備えた・日常的な入所者の健康観察
- ⑥ 症状に変化があった場合等の保健所等への連絡・報告フローの確認等を、必要な体制を確保しつつ行うことに伴う追加的な手間について、療養者毎に要するかかり増し費用とみなし、助成対象とする。

1の対象事業所・施設であって、以下の(1)から(5)の要件全てに該当する場合を補助対象とする。

※参考2及び参考3のチェックリスト並びに対象者リストを記載し、 本事業の申請書と併せて提出すること。なお、チェックリストの内 容について、実施したことが分かる資料を保存しておき、求めがあ 【別添1】(略)

【別添2-1】(略)

【別添2-2】

- 1 助成対象(略)
- 2 助成の内容及び要件

施設内療養を行う場合に発生する、通常のサービス提供では想定されない、

- ① 必要な感染予防策を講じた上でのサービス提供
- ② ゾーニング(区域を分ける)の実施
- ③ コホーティング(隔離)の実施
- ④ 担当職員を分ける等の勤務調整
- ⑤ 状態の急変に備えた・日常的な入所者の健康観察
- ⑥ 症状に変化があった場合等の保健所等への連絡・報告フローの確認等を、必要な体制を確保しつつ行うことに伴う追加的な手間について、療養者毎に要するかかり増し費用とみなし、助成対象とする。

1の対象事業所・施設であって、以下の(1)から(5)の要件全てに該当する場合を補助対象とする。

※参考2及び参考3のチェックリスト並びに対象者リストを記載し、 本事業の申請書と併せて提出すること。なお、チェックリストの内 容について、実施したことが分かる資料を保存しておき、求めがあ

- った場合には、速やかに提出すること。
- (1) 施設内療養することとなった高齢者施設等であること。
- (2) 施設内療養時の対応の手引きを参考に、①~⑥を実施した高齢者 施設等であること。
- (3) 利用者に新型コロナウイルス感染者が発生した際に、主に以下の 対応を行う医療機関を確保している高齢者施設等であること(自 施設の医師が対応を行う場合も含む)。
 - ・施設からの電話等による相談への対応
 - ・施設への往診(オンライン診療を含む)
 - 入院の要否の判断や入院調整
- (4) 感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を実施してい る高齢者施設等であること。
- (5) 希望する利用者へのオミクロン株対応ワクチンの接種を実施して いる高齢者施設等であること。

さらに、上記①~⑥に加え、以下の⑦を満たす日は、療養者毎に要す るかかり増し費用について追加で補助を行う。

⑦ 施設内療養者が定員規模に応じて以下の人数を満たすこと。

	令和5年5月8日から	令和5年10月1日
	<u>9月30日まで</u>	<u>以降</u>
小規模施設等	同一日に2人以上	同一日に4人以上
(定員 29 人以下)		
大規模施設等	同一日に5人以上	同一日に10人以上
(定員 30 人以上)		

った場合には、速やかに提出すること。

- (1) 施設内療養することとなった高齢者施設等であること。
- (2) 施設内療養時の対応の手引きを参考に、①~⑥を実施した高齢者 施設等であること。
- (3) 利用者に新型コロナウイルス感染者が発生した際に、主に以下の 対応を行う医療機関を確保している高齢者施設等であること(自 施設の医師が対応を行う場合も含む)。
 - ・施設からの電話等による相談への対応
 - ・施設への往診(オンライン診療を含む)
 - 入院の要否の判断や入院調整
- (4) 感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を実施してい る高齢者施設等であること。
- (5) 希望する利用者へのオミクロン株対応ワクチンの接種を実施して いる高齢者施設等であること。

さらに、上記①~⑥に加え、以下の⑦を満たす日は、療養者毎に要す るかかり増し費用について追加で補助を行う。

(7) 小規模施設等(定員29人以下)にあっては施設内療養者が同一日 に2人以上、大規模施設等(定員30人以上)にあっては施設内療養者 が同一日に5人以上いること。

※別添 2-2 でいう「施設内療養者」は、発症日から起算して 10 日 | ※別添 2-2 でいう「施設内療養者」は、発症日から起算して 10 日

以内の者(発症日を含めて10日間)とする。ただし、発症日から10日間を経過していなくても、発症後5日を経過し、かつ、症状軽快*1から24時間経過した者であって、当該療養者や高齢者施設等の個別の状況を踏まえて上記①~⑥の措置を継続しないこととした場合については、当該措置を行った日まで*2「施設内療養者」であるものとする。また、発症日から10日間経過し、かつ症状軽快から72時間経過していない者であって、高齢者施設等において療養が必要であると判断された者については、当該療養を行った日まで*2「施設内療養者」であるものとする(ただし、発症日から起算して15日目までを上限とする)。

なお、いずれの場合も、途中で入院した場合は、発症日から入院 日までの間に限り「施設内療養者」とする。

*無症状患者(無症状病原体保有者)について、陽性確定に係る当該 検体採取日から起算して7日以内の者(当該検体採取日を含めて7日間)を「施設内療養者」とする。ただし、発症日から7日間を経過していなくても、発症日から5日間経過した者であって、当該療養者や 高齢者施設等の個別の状況を踏まえて上記①~⑥の措置を継続しない こととした場合については、当該措置を行った日まで「施設内療養者」であるものとする。

*1症状軽快とは、解熱剤を使用せずに解熱し、かつ、呼吸器症状が改善傾向にあることとする。

*2療養期間中であっても、上記①~⑥の措置が行われていない期間 が存在した場合、当該期間は補助の対象外とする。 以内の者(発症日を含めて10日間)とする。ただし、発症日から10日間を経過していなくても、発症後5日を経過し、かつ、症状軽快*1から24時間経過した者であって、当該療養者や高齢者施設等の個別の状況を踏まえて上記①~⑥の措置を継続しないこととした場合については、当該措置を行った日まで*2「施設内療養者」であるものとする。また、発症日から10日間経過し、かつ症状軽快から72時間経過していない者であって、高齢者施設等において療養が必要であると判断された者については、当該療養を行った日まで*2「施設内療養者」であるものとする(ただし、発症日から起算して15日目までを上限とする)。

なお、いずれの場合も、途中で入院した場合は、発症日から入院 日までの間に限り「施設内療養者」とする。

*無症状患者(無症状病原体保有者)について、陽性確定に係る当該 検体採取日から起算して7日以内の者(当該検体採取日を含めて7日 間)を「施設内療養者」とする。ただし、発症日から7日間を経過し ていなくても、発症日から5日間経過した者であって、当該療養者や 高齢者施設等の個別の状況を踏まえて上記①~⑥の措置を継続しない こととした場合については、当該措置を行った日まで「施設内療養者」 であるものとする。

*1症状軽快とは、解熱剤を使用せずに解熱し、かつ、呼吸器症状が改善傾向にあることとする。

*2療養期間中であっても、上記①~⑥の措置が行われていない期間が存在した場合、当該期間は補助の対象外とする。

3 助成の上限額

施設内療養者一人あたり以下の金額を補助する。

	令和5年5月8日から	<u>令和5年10月1日</u>
	<u>9月30日まで</u>	<u>以降</u>
2の①から⑥を満	1日1万円	1日5千円
たす場合の補助	(最大 15 万円)	(最大7万5千円)
上記に加えて2の	1日1万円	1日5千円
⑦の要件を満たす	(最大 15 万円)	(最大7万5千円)
場合の追加補助		

なお、補助額は別添3の補助単価の範囲外とし、追加補助については、小規模施設等は1施設あたり200万円、大規模施設等は1施設あたり500万円を限度額とする。

【別添3】

基準単価(単位:千円、1事業所又は1定員当たり)(略)

助成額

- ・1 事業所・施設等につき、第3条(1)、(2)、(3) それぞれを基準単価まで助成することができる。
- ・令和5年10月1日以降に支給された「割増賃金・手当」のうち、新型コロナウイルス感染症への対応に係る業務手当については、職員一人につき、日額による支給の場合には1日あたり4千円を補助上限とし、1月あたり2万円を限度額とする。また、月額又は時給に

3 助成の上限額

施設内療養者一人あたり1日1万円を補助する。(一人あたり最大15万円を補助。)

また、2の⑦の要件を満たす場合は、施設内療養者一人あたり一日1万円を追加補助する(一人あたり最大15万円を追加補助。)。

なお、補助額は別添3の補助単価の範囲外とし、追加補助については、小規模施設等は1施設あたり200万円、大規模施設等は1施設あたり500万円を限度額とする。

【別添3】

基準単価(単位:千円、1事業所又は1定員当たり)(略)

助成額

・1 事業所・施設等につき、第3条(1)、(2)、(3) それぞれを基準単価まで助成することができる。

よる支給の場合には1月あたり2万円を補助上限の限度額とする。

・事業所・施設等ごとに、基準単価と対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を助成額とする。なお、助成額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

なお、イ及びハの事業所・施設等のうち特別な事情により基準単価を超える必要がある場合については、個別協議を実施し、厚生労働省が特に必要と認める場合に限り、基準単価を上乗せすることができる。

・事業所・施設等ごとに、基準単価と対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を助成額とする。なお、助成額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

なお、イ及びハの事業所・施設等のうち特別な事情により基準単価を超える必要がある場合については、個別協議を実施し、厚生労働省が特に必要と認める場合に限り、基準単価を上乗せすることができる。